


所管部課		子ども生活部 子育て支援課	部長	榎本 豊		
件名		東大和市ひとり親家庭の就業による自立のためのホームヘルプサービス事業実施要綱の一部を改正する訓令について				
			区分		1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条 例 規 則					
	部 課 機 関					
<p>1 要 旨</p> <p>ひとり親家庭の就業・自立促進のためのホームヘルプサービス事業取扱要領の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣回数に関する規定及び業務時間についての「2時間以上」の規定を削除する。 ・派遣費用負担額の付加分に係る時間帯の「午後5時から」を「午後6時から」に改める。 <p>(2) 施行日</p> <p>平成29年4月1日とする。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>特になし。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし。</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議への報告後、速やかに改正の事務を進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出